

I 児童虐待とは

1 児童虐待の定義

(1) 子どもの人権

児童虐待は、本来子どもをあたたく守り育てるべき親や親に代わる養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。虐待は、子どもに対する極めて重大な人権侵害です。

家庭の中で、保護者が子どものためを思っている行為であっても、虐待になってしまう場合があります。虐待は、力の差がある中で起こる人権侵害です。

大人は、子どもを独立した人格をもつ権利の主体ととらえ、その権利を保障しなければなりません。特に子どもと接する機会の多い、保育・教育関係者は、子どもと関わるときに、この視点を忘れてはなりません。

児童虐待が子どもに対する人権侵害であると認識すれば、児童虐待が疑われる状況を放置したり、見過ごしたりすることはもちろんのこと、子どもが虐待を受けていることを発見できないことがいかに大きな問題であるかが理解できるはずです。

(2) 児童虐待防止法の定義・児童虐待が子どもへ及ぼす影響

虐待は、子どもの自己肯定感を低下させるとともに、保護者の期待に応えられないという無力感を引き起こすことにより、子どもの心身の健康に影響を及ぼし、健全な発達を損なうことにつながります。

窃盗や万引きなどの問題行動や不登校の背景に虐待が関係している場合もあります。様々なケースの中には、虐待が潜んでいる場合もあり得るという認識を持つことが重要です。

また、虐待を原因とする問題と発達障害が疑われる子どもには、類似性がありますので、発達障害について、理解を深めておくことも必要です。

児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）がその監護する児童（18歳に満たない者）について行う次に掲げる行為を言います。

○身体的虐待

反復的・継続的な身体的暴行、または子どもの身体に外傷が生じたり、生命に危険の恐れのある暴行を加えたりすることを言います。

外傷としては、打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、刺傷、たばこによる火傷などがあります。

また、生命に危険のある暴行とは、首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯を

かける、布団蒸しにする、逆さ吊りにする、冬に戸外に締めだす、縄などで一室に拘束する、体を激しく揺さぶる*などの行為があります。

⇒ 体に傷や後遺症が残ったり、命そのものが奪われたりすることもあります。

※乳児揺さぶられっ子症候群（Shaken Baby Syndrome）

2歳以下の子どもは、前後に首が強く揺さぶられることで、頭の中の血管が破れて出血をおこしたり、脳自体が引き裂かれ、重大な脳障害が残ったり、死亡したりすることがあります。赤ちゃんの脳は弱いため、ふだんの子育てのときにも、十分に注意する必要があります。

○性的虐待

子どもに性的行為を行うこと、または、子どもにわいせつな行為をさせることを言います。

子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆や、子どもに性器や性交を見せること、子どもをポルノグラフィーの被写体にする、子どもの目の前でポルノビデオを見せるなどの行為があります。

⇒ 性的虐待は、子どもに深刻な精神的問題や行動上の問題を生じさせる可能性が高いと考えられます。場合によっては、望まない妊娠や、異性や性に対して極端な嫌悪感を抱くようになり、安易に性行為を通じて対人関係をとろうとしたりするなど、心と体に大きな傷を残します。

○保護の怠慢・拒否（ネグレクト）

子どもの健康・安全への配慮、衣食住の世話、医療的・情緒的ケアなど必要な保護、養育を行わないことを言います。

子どもの健康・安全への配慮を怠っていることとして、例えば、家に閉じこめる、子どもの意思に反して学校に登校させない、治療が必要な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したままたびたび外出する、乳幼児を車の中に放置するなどがあります。

また、子どもにとって必要な情緒的欲求にこたえていない、適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活させるなど、食事や衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢なことを言います。

子どもを遺棄すること、一緒に暮らしている人が子どもを虐待しているのに、親が見て見ぬ振りをするなどにも含まれます。

⇒ 発達・成長が遅れることがあります。極端な場合、栄養失調や脱水症状で死に至ることもあります。

○心理的虐待

言葉による脅迫や、子どもを無視したり、拒否的な態度を示したりすること、子どもの心を傷つけることを繰り返し言うこと、子どもの自尊心を傷つけるような言動、他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする、子どもの目の前で、夫やパートナーがその相手に暴力を振るうことなどの行為があります。



心に傷を負い、おびえや不安、うつ状態、自己否定感、無感動・無反応、強い攻撃性などを示すようになります。

◇児童虐待とドメスティック・バイオレンス（DV）

「ドメスティック・バイオレンス」とは、英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。

「ドメスティック・バイオレンス」とは、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、またはあったパートナーに対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いようです。ただ、人によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もあります。

児童虐待防止法第2条第4号では、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」についても、子どもに対しての直接的な暴力はなくても、子どもにDVを見せつけることは子どもに著しい心理的外傷を与え、児童虐待に当たると明記されています。

子どもはDVの目撃者であるとともに、直接、暴力の被害者になることも多いと言われています。暴力を目撃したり、暴力のある家庭で育った子どもは、恐怖心が強い、傷つきやすく無力感や罪悪感を感じやすい、人とのコミュニケーションが取りにくく親しい関係が形成しにくい、などの特徴を有する傾向が見られます。DVの起こっている家庭では、安定した養育環境が維持できず、子どもに様々な影響が生じる可能性が高いのです。ですから、DVが疑われる家庭の場合には、児童虐待が起きているかもしれないと考え、子どもにも十分に注意を払うことが必要です。

一方、DVの被害者（母親が多い）は、加害者から、暴力のことを誰かに言ったり、別れようとしたら「殺す」などの脅かしを受けていたり、生活に必要な最低限の金銭しか渡されていないため、逃げ出すお金がなかったり、逃げ出した後の生活の見通しが立たないため、逃げることをあきらめたりしていることが多くあります。また、心理的暴力を受け続けることで、自尊心の低下や問題に対処できない無力感から、自立した生活を営むことへの不安を持っている場合もあり、暴力の関係から抜け出せずに、長期にわたり暴力にさらされていることが多くあります。

子どもの虐待の背景にDVが潜んでいる疑いがある場合には、子どもに対する支援と併せて、DVの被害者への支援も視野に入れた対応が必要になります。

具体的には、専門的に相談できる場所があることや、被害を受けた大人を保護してくれる場所があることなどを助言することが大切です。

* DVの相談先は、46、48ページを参照してください。

2 しつけと児童虐待

どこまでがしつけで、どこからが児童虐待かという疑問を抱くことが多いと思います。

しつけとは、本来、子どもの健全育成を目的とした行為であって、保護者は、子どものしつけに関して親権を行使する際には、適切に行わなければならないとされています。一方、児童虐待は、子どもの健全育成を害する行為、すなわち、子どもの人権侵害です。

虐待をしている保護者は、往々にして「しつけのため」と言って、虐待を正当化します。しかし、たとえ「愛情に根ざしたしつけ」のつもりであっても、現実には子どもの心や体が傷つく行為であれば、それはまさしく「虐待」と言えます。虐待は、親の立場よりも、子どもの立場で判断することが大切です。

例えば、次のような行為は、親がしつけと言っても虐待と判断されます。

- ・ あざや傷ができるほど叩く
- ・ 空腹にもかかわらず、食事を摂らせない
- ・ 必要な睡眠がとれないほど学習を強制する

3 児童虐待の起こる要因

○親の要因

育児不安や育児疲れによるストレスがあったり、父親が育児や家事に協力的でない場合、また、母親の働きが評価されなかったりする場合などに、母親の育児負担が増加して、虐待に至ることがあります。養育者の感情・情緒の不安定や、攻撃的な性格傾向、アルコール依存、精神疾患などが、虐待に結びつくこともあります。

一方、養育者自身が子どもの頃に虐待を受けて育った場合、子どもへの適切な接し方が分からず、自分の子どもを虐待してしまう場合があることも指摘されています。

○子どもの要因

子どもが未熟児であったり、発達の遅れや疾患、障害などがあつたりすると、子育てや将来への不安を募らせるとともに、その対応に追われて余裕がなくなり、子どもを虐待してしまう場合があります。また、よく泣き、要求を強くあらわし、こだわりの強い子がいます。いわゆる「手のかかる子」「育てにくい子」の場合は、親として拒否されているように受け止めてしまうと、その結果として、親は子どもに否定的な感情を持ってしまうことがあります。

○親とその子どもとの関係

児童虐待では、しばしば、きょうだいの中の特定の子どものみが虐待の対象となることがあります。例えば、長期の入院などで親子が別れて生活していると、きょうだいの中でその子だけが、母子分離の状態が長くなり、親にすれば、自分の子どもという実感がわかず、愛情を感じられなくなったり、受け入れられなくなったりします。

また、健康な子どもを産めなかったという自責感や今後の養育への不安などが、虐待に結びつくこともあります。

○家庭の状況

夫婦間の不和・対立や経済的な困窮、借金、失業、転居など、家族関係が不安定になって家庭内のストレスが解消できず、養育者の精神的な安定を保つことができない場合などが、虐待のきっかけになることがあります。

また、若くして結婚し、心理的に親になりきれず、育児知識も乏しい場合などにも、虐待が起こることがあります。

一方、両親が高学歴の家庭など、一見虐待とは無関係に見える家庭であっても、子どもに対する過度の期待から、子どもに能力以上のことを要求し、結果として心理的虐待に至っている事例も見られます。

子連れ再婚や内縁関係の場合も、状況によっては虐待が起こる可能性が高いと言われています。

○社会からの孤立

核家族化の進行で、親族の関係も希薄になりがちです。近隣とのつながりも弱く、身近に相談できる相手がいないなど孤立していくことは、養育者のストレスを増大させ、虐待を引き起こす要因となります。家庭が地域から孤立していると、虐待の発見が遅れたり、虐待を深刻化させたりしてしまうことにもなります。さらに、虐待をする養育者は、周囲から責められるのを恐れ、ますます社会から孤立するといった悪循環に陥ることも多くあります。

これらの児童虐待が起こる要因は、虐待の発生の可能性を高める要因ですが、虐待は様々な要因が複雑に絡み合って起こるものであるため、こういった要因があるからといって直ちに虐待を行う家庭と判断することはできません。

○虐待はどこの家庭でも起こり得る問題である

このように、児童虐待は、親や子ども、家庭を取り巻く状況、家庭の文化など様々な要因が重なり合って起こるものであることから、一部の特別な家庭のみに起こる問題ではなく、どこの家庭にでも起こり得る問題であると認識することが必要です。

「児童虐待は特別な家庭に起こるもの…、まさか、自分の学校（保育所）の子どもに限ってそんなことあるはずがない…」—こんな思い込みは虐待の発見を妨げることになります。

4 児童虐待の早期発見と通告

○早期発見

保育所、幼稚園、小・中・高等学校は、子どもが毎日通う場所であるため、子どもの状態やその変化を察知しやすく、子どもの虐待を発見しやすい場所です。教職員一人ひとりが「問題の背景には、児童虐待があるかもしれない」という認識の下、ふだんから子どもの変化や言動などに着目することは、虐待の早期発見とその防止につながります。

児童虐待防止法第5条第1項の中では、教職員や児童福祉施設の職員などの「個人」に加え、学校や児童福祉施設などの「組織（団体）」についても、児童虐待の早期発見に努めなければならない義務が課されています。

○通告

児童虐待防止法第6条第1項では、すべての国民の義務として、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、市町村、都道府県の設置する福祉事務所または児童相談所に通告しなければならないと定めています。

通告は、子どもを守り、ひいては、虐待してしまう親をも救うこととなります。

なお、児童虐待防止法第6条第3項では、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合に通告することは、守秘義務違反にはならないと規定しています。刑法の秘密漏示罪や国家公務員法及び地方公務員法による秘密漏示罪は、「正当な理由がない」のに職務上知り得た秘密を漏らしたときに適用されます。児童虐待を受けたと思われる子どもの通告は、子どもを守ることが目的であるため、「正当な理由」に該当すると解され、守秘義務違反には当たらないのです。

周囲の人のあたたかいまなざしと実行が、子どもを虐待から守ります。

